

2020 年 4 月 7 日

令和 2 年度の後期高齢者医療制度の特別調整交付金の交付基準
「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等」について
～参考資料 5：要望活動の経緯～

○令和元年 12 月 17 日

- ・厚生労働省 大島一博老健局長と日本作業療法士協会・日本理学療法士協会・日本言語聴覚士協会の各会長は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、リハビリテーション専門職の参画等を意見交換いたしました。

○令和元年 12 月 23 日

- ・加藤勝信厚生労働大臣へ、日本作業療法士協会・日本理学療法士協会・日本言語聴覚士協会は、「保健事業と介護予防の一体的な実施に関する要望」（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の職名追記等）を提出しました（資料 1）。
- ・加藤厚生労働大臣からは、市町村に委ねられるとしながらも、身分法である「理学療法士及び作業療法士法」・「言語聴覚士法」には、保健事業に係る表記（保健指導）がないため、法律上に基づき、本事業においては対象外の職種であると直接の回答がありました。

○令和 2 年 2 月 05 日

- ・リハビリテーションを考える議員連盟総会にて、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業等」に対し、職名追記等の要望書を再提出。多くの議員からは、「本事業へのリハビリテーション専門職の配置」に賛同をいただきました。（厚生労働省からは、吉田医政局長・濱谷保険局長他、多数の出席）。

○令和 2 年 3 月 27 日

- ・後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準について、具体的に「通いの場等への積極的な関与や戸別訪問等の支援を行う医療専門職種」として作業療法士等のリハビリテーション専門職の追記等の変更点を入念的に記載の上で、通知がありました。
（資料 2・3・4）

以上

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に向けた事業の対応については、各県市町村等の関係部署とさらに連携していただき、他職種・他団体との渉外および交流と共に、地域ケアシステムにおける作業療法士の活用推進をお願いいたします。

文責：副会長 山本 伸一